

## 石狩スキー連盟慶弔規程

第1条（目的） この（慶弔規定に関わる）細則は石狩スキー連盟の慶弔慰金の贈呈について定めることを目的とする

第2条（対象） 連盟の慶弔慰金等贈呈の範囲は、次の通りとする

- 1、連盟の理事・顧問及びその配偶者
- 2、連盟の元役員
- 3、連盟会員

第3条（種類及び金額等）慶弔慰金の金品等の贈呈は、次の通りとする

- 1、結婚祝金（理事及び顧問に限る） 10,000 円
- 2、傷病見舞金（理事及び顧問に限る） 5,000 円
- 3、災害見舞金（理事及び顧問に限る）特に必要と認めた場合は、  
四役会に諮り金品等を贈呈することができる
- 4、加盟団体創立祝金  
加盟年数 30 年以上 10,000 円  
加盟年数 10 年以上～29 年以下 5,000 円  
前記の他は祝電のみ
- 5、理事及び顧問が死亡したとき 香典 10,000 円、供花、弔電
- 6、理事及び顧問の配偶者が死亡したとき香典 5,000 円、弔電
- 7、連盟会員が死亡したとき 弔電
- 8、連盟のために著しい功労のあった方の死亡の場合は、前項の定めに関わらず  
四役会に諮り、香典、供花、弔電を贈ることができる

第4条（贈呈） 前項各項の他に時に必要と認めるときには、四役会に諮り金品等を贈呈することができる

○付 則

### 1、規定の改正

平成 11 年 5 月 11 日 制定  
平成 20 年 7 月 16 日 改正  
平成 22 年 10 月 11 日一部改正  
平成 23 年 10 月 9 日一部訂正  
平成 24 年 10 月 6 日一部改定

## 表彰規程

第1条（目的） この規則は、石狩スキー連盟（以下「連盟」という）の事業に功績があり、スキーの健全な普及発展に貢献した団体及び個人について、第2条に定める表彰を行うことを目的とする

第2条（表彰の要件） 加盟団体及び個人の選考基準は、次の通りとする

- 1 組織的且つ活発な運営活動を行っていること
- 2 連盟加盟後10年を経過していること
- 3 加盟団体、またはその所属員で、特にスキーの健全な発展のために功績があったものを第3条の定めにより表彰する

第3条（表彰の方法） 表彰は、次の各号に掲げるとおりとし、これに併せて行うことができる

- 1 表彰状、記念品の授与…特に連盟及びスキーの発展に功労のあったものに贈る
- 2 感謝状、記念品の授与…特に連盟の事業の遂行に功績のあったものに贈る

第4条（表彰の審議） 表彰は、毎年、理事会で選考し、理事会においてこれを決定する

第5条（表彰の期日） 表彰は、連盟の総会においてこれを行う

第6条（その他） 加盟団体や所属会員以外のものについても特に連盟の事業並びにスキー界に功労のあったものについては、感謝状、記念品を授与することができる

### ○付 則

1、この規定の細部実施については、以下の基準によって行うものとする

1) 本規定第2条の表彰を行おうとする時は推薦書を提出しなければならない

① 個人

イ) 氏名 ロ) 生年月日 ハ) 表彰の対象となる主な活動 ニ) その他

② 団体

イ) 団体名 ロ) 代表者名 ハ) 表彰の対象となる主な活動 ニ) その他

2) この表彰を受けようとする時は、本規定第2条の要件を充たすことはもちろんのこと、本連盟の事業に積極的に協力し、また地域のスキー発展に寄与する優秀な個人又は団体であること

3) 個人を推薦する時は、本規定第2条第2項、または、第3項の要件を充たし、且つ年齢は原則として65歳以上であること

4) 推薦書の提出は、毎年4月30日までに、本連盟事務局に提出しなければならない

5) 推薦者は、連盟会長、加盟団体長でなければならない

6) 表彰者の決定は、本規定第4条に基づく

7) 表彰者の数は、原則として団体、個人に合わせて毎年3件以内とする

### 2、規約の改正

平成11年5月11日制定

平成12年5月20日一部改正

平成20年7月16日一部改正

平成24年10月6日一部改定

## 役員選考規程

- 第1条（根 拠） この基準は、石狩スキー連盟（以下『本連盟』）の役員を選考するときの規程とする
- 第2条（招 集） 事務局長は、役員選考委員会を招集する
- 第3条（基 準） 役員に選任できる者は、本連盟に所属し、円滑な活動ができるものを原則とする
- 第4条（組 織） 選考委員会は、加盟団体より各2名及び会員より4名選任された者で構成される
- 第5条（選 考）
1. 選考する役職は下記の通りとする
    - ・会長（1名）
    - ・副会長（若干名）
    - ・理事長（1名）
    - ・強化教育部部長（1名）
    - ・指導研修部長（1名）
    - ・企画部長（1名）
    - ・事務局長（1名）
    - ・副事務局長（1名）
    - ・全体会計（1名）
    - ・会計監査（若干名）
  2. 選考の期間及び方法は下記の通りとする
    - ・立候補の受付は、6月末日までとし、選考委員長まで申し出るものとする
    - ・選考委員会は役員立候補受付終了後、人選を行うものとする
- 第6条（任 期） 選考委員の任期は、選考委員会招集から総会までとする
- 第7条（承 認） 選考の承認は、四役会、理事会を経て、定期総会の場において承認されるものとする
- 第8条（基準の改廃） この基準の改廃は、理事会の議決による

- 付 則 規定の改正
- 平成14年10月14日 制定
  - 平成16年10月11日一部改正
  - 平成18年10月15日一部改正
  - 平成20年 7月16日一部改正
  - 平成21年10月10日一部改正
  - 平成22年10月11日一部改正
  - 平成23年10月 9日一部改正
  - 平成24年10月6日一部改定